

## 1. 議事日程

(平成20年第2回安芸高田市議会6月定例会 第26日目)

平成20年6月27日  
午前 10時開会  
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 発議第2号 「非核日本宣言」を求める意見書について
- 日程第3 発議第3号 安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書について
- 日程第4 議案第83号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第84号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第85号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第86号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第87号 財産の無償譲渡について
- 日程第9 議案第88号 財産の無償貸付について
- 日程第10 議案第89号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第90号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第69号 平成20年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第13 議案第70号 平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第71号 平成20年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- 日程第15 議案第72号 平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第73号 平成20年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第74号 平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第18 議案第75号 平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第76号 平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第77号 平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第 2 1 議案第 78 号 平成 20 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 79 号 平成 20 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 80 号 平成 20 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 81 号 平成 20 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 82 号 平成 20 年度安芸高田市水道事業会計予算
- 日程第 2 6 「第 2 庁舎・文化保健福祉施設建設の件」について委員会の報告を求める件
- 日程第 2 7 「吉田少年自然の家の施設、または土地の利用等についての調査の件」について委員会の報告を求める件
- 日程第 2 8 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1 番	山 根 温 子	2 番	宍 戸 邦 夫
3 番	明 木 一 悦	4 番	秋 田 雅 朝
5 番	田 中 常 洋	6 番	加 藤 英 伸
7 番	川 角 一 郎	8 番	塚 本 近
9 番	赤 川 三 郎	10 番	松 村 ユ キ ミ
11 番	藤 井 昌 之	12 番	青 原 敏 治
13 番	金 行 哲 昭	14 番	杉 原 洋
15 番	入 本 和 男	16 番	山 本 三 郎
17 番	今 村 義 照	18 番	玉 川 祐 光
19 番	岡 田 正 信	20 番	亀 岡 等
21 番	渡 辺 義 則	22 番	松 浦 利 貞

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

17番 今村義照 18番 玉川祐光

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
総務企画部長	田丸孝二	市民生活部長	廣政克行
産業建設部長兼 公営企業部長	金岡英雄	地域経済推進部長	清水盤
消防長	竹川信明	消防本部次長 兼総務課長	広政康洋
会計管理者	立田昭男	福祉事務所長兼 社会福祉課長	重本邦明
八千代支所長	榎原秀克	美土里支所長	高杉和義
高宮支所長	近藤一郎	甲田支所長	垣野内壮
向原支所長	南部政美	総務課長	沖野文雄
行政経営課長	武岡隆文	政策企画課長	竹本峰昭
教育長	佐藤勝	教育次長	益田博志
教育参事	永井初男		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	光下正則	議事調査GL	児玉竹丸
書記	倉田英治		



午前 10時00分 開会

○松浦議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は、22名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

事務局長 光下正則君。

○光下事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、市長より、市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について報告がありました。

第2点、監査委員より、財政援助団体等監査の結果に関する報告がありました。

写しをお手元に配布いたしておりますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○松浦議長

以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、17番 今村義照君、18番 玉川祐光君を指名いたします。



日程第2 発議第2号「非核日本宣言」を求める意見書について

○松浦議長

日程第2、発議第2号「非核日本宣言」を求める意見書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番 明木一悦君。

○明木議員

おはようございます。

「非核日本宣言」を求める意見書について、提案理由の説明をいたします。

核兵器のない世界を実現するために、国内外でも努力が求められており、2010年の核不拡散条約再検討会議に向けて、新たな準備が進められようとしています。

しかし、今なお世界には膨大な核兵器が維持・配備され、核使用を示唆する発言がなされるだけでなく、新世代の核兵器開発も行われています。

日本は唯一の被爆国として、核兵器の廃絶の努力を世界に呼びかけ、促進する強い義務があります。

その努力を实らせるためには、自ら「核兵器をもたず、つくり、持ち込まず」の非核三原則を遵守し、世界に模範を示さなければなりません。

日本政府が、「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の遵守」を改めて国連総会や国会など内外で宣言し、非核日本宣言として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう、意見書を提出するものであります。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、本件の質疑は省略します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第2号「非核日本宣言」を求める意見書についての件  
を起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。  
よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 発議第3号 安全・安心な公共事業を推進するため、  
国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書

○松浦議長

発議第3号「安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の  
事務所・出張所の存続を求める意見書」についての件を議題といたし  
ます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番 川角一郎君。

○川角議員

発議第3号「安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の  
事務所・出張所の存続を求める意見書」について、提案理由を申し上げ  
ます。

日本の国土は、急峻な山脈が列島を縦断しており、限られた低平地  
に人口・資産が集中していることから、地震や集中豪雨等の自然災害  
で大きな被害を受けやすく、さらに地球温暖化などの影響で気候変動  
が大きくなり、台風や集中豪雨の発生も増加傾向にあることから、早  
急な災害への対策が必要となっております。

しかし現在、「地方分権推進委員会」「行政改革推進委員会」などで  
議論されているように、「国から地方へ」と称して財源の移譲を伴わな  
い地方分権を推し進められ、その結果、公共事業費を初めとする予算  
配分も都市部を中心とし、地方の最前線である地方整備局の事務所、

あるいは出張所を廃止しようとする「地方切り捨て」の政策を押し進められようとしております。

また、国民の安心安全を守るための防災や生活関連の公共事業費も削減され、相次ぐ人員・組織の削減により災害対応を初めとする業務執行体制も満足にとれない状況となっております。

生存権と国の社会的使命は日本国憲法に規定されております。国民の生命と財産を守るための、生活関連公共事業の推進は、憲法の規定を実現するものであり、国の責任ある執行が求められております。

よって、国に安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を強く要望するものです。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし提案理由の説明といたします。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、本件の質疑は省略します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論の声あり〕

○松浦議長 まず、本案に対する反対討論の発言を求めます。

〔賛成討論〕

○松浦議長 引き続き、賛成討論の発言を求めます。  
15番 入本和男君。

○入本議員 本件は非常に重要な課題でありながら、近隣の三次市、庄原市等が現在採択に至っていないという報告がありました。

よって、安芸高田市におきましては、市長を初め、議長とともに、近隣の三次市、庄原市に働きかけて、この意見書が達成できるよう要望して賛成いたします。

○松浦議長 ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第3号「安全・安心な公共事業を推進するため、国土交通省の事務所・出張所の存続を求める意見書」についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。  
よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第83号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例

- の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第84号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例  
の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第85号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第7 議案第86号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する  
条例
- 日程第8 議案第87号 財産の無償譲渡について
- 日程第9 議案第88号 財産の無償貸付について

○松浦議長 この際、日程第4、議案第83号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件から、日程第9、議案第88号「財産の無償貸付について」の件まで、計6件を一括して議題といたします。

本6件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長 山本三郎君。

○山本委員長 総務企画常任委員会の報告をいたします。

平成20年6月2日付で、本委員会に付託された議案6件の審査の結果を報告します。

去る、6月11日に委員会を開催し、市長・副市長、教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を重ねました。審査において、出された質疑・意見の主なものは次のとおりです。

まず、議案第85号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、学習補助員及び安芸高田市大規模小売店舗立地協議会委員を設置し、報酬を定めるものであります。

学習補助員については、採用の基準や条件、また設置目的について質疑があり、できれば教員免許を持っている方を望んでいるが、免許の有無は問わず、この事業へ対する強い使命感と責任を持った方を採用し成果を上げたい。今年度の成果・課題を整理し、来年度以降については、柔軟な対応をしていきたい。

また、学力向上だけでなく、まちづくりの面からも学校教育の推進が大切と考えており、市独自の施策として実施したいと答弁がありました。

安芸高田市大規模小売店舗立地協議会委員については、報酬額や委員への女性の登用について質疑があり、仕事を休んで出席いただくなどの多様な用件を考慮して、通常市民にお願いする委員は、日額を7千円にしている。委員の選任にあたっては、女性や専門性を含めた広い角度から検討していきたいと答弁がありました。

次に、議案第86号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」

は、一般関係及び戸籍関係については、字句の整理であり、産業建設関係については、主に農林業振興公社が行っていた事務や、県のアグリ事業を市が引き継ぐことにより、手数料を定めるものでありました。

手数料は法により設定しなければならないのかとの質疑があり、公社の手数料と同額で設定しており、条例が制定されれば手数料を徴収したいとの答弁がありました。

次に、議案第 83 号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、八千代町勝田にある「生活改善センター」を解体し、同場所に八千代病院グループが建設し、市に寄贈される施設の名称を「日韓友好親善刈田地域まちづくりセンター」に改めるとともに、利用料金等を設定する内容でありました。

最後に、議案第 84 号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」及び議案第 87 号「財産の無償譲渡について」並びに議案第 88 号「財産の無償貸付について」は、地区集会所を地域に無償譲渡することに伴う施設の譲渡や土地の無償貸付等を定めるものであり、関連しておりましたので一括議題で審査しました。

譲渡される集会所には、避難場所や高齢者の利用の面から改修や整備が必要な施設があるが、どのような対応を考えておられるのかとの質疑があり、基幹集会所は必要に応じて市が補修することになり、地区集会所は現在譲渡しているもの、これから予定するものについても、市の補助金制度のなかでお願いしたいと答弁がありました。

質疑の後、討論・採決を行った結果、議案第 85 号に対して、学習補助員は、教育面においても望まれることであり、家庭教育や地域の環境においても必要であり賛成するとの賛成討論があり、議案第 86 号に対しては、旧町時代の手数料設定であるが、これをしないと事業に差し支えるという問題ではないので反対するとの反対討論がありましたが、付託された議案第 83 号から第 88 号については、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部におかれましては、本総務企画常任委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう望み報告といたします。

○松 浦 議 長

以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより本 6 件の一括討論に入ります。

まず、本 6 件に対する反対討論の発言を許します。

19 番 岡田正信君。

○岡 田 議 員

6 件のうち、86 号の手数料条例の一部を改正する議案でございます



が、委員長も報告をされましたように、旧町時代の向原の事業を、向原の公社が解散されまして、それを安芸高田市に事業を引き継ぐとなったことをごさいます、旧町時代に手数料を条例をもって徴収したものでございますが、ご承知のとおり地方自治法の 227 条では手数料は取ることができるというように明記されておりまして、取らなくてはならないというようになっていないのは、ご承知のとおりでございます。

この事業を引き継ぐことによって、いろいろな法人とか集落担い手事業の方々へ、土地の貸し借りを本庁がやるようになるわけですが、手数料を取らないほうが、さらにこの事業が拡大する方向を進めるという観点に立っても、手数料を取ることは必要ないと私は思いますので、反対いたします。

以上。

○松浦議長 次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

3番 明木一悦君。

○明木議員 議案第 86 号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」に対して賛成討論を行います。

小規模農家においては、農業委員会を介して、貸主、借主が、自分たちで相談する方法があり、農業者にとってはコスト的、また小作料にも自由度があり、それがメリットになっている。

しかしその反面、受益者がすべての事務を行う必要性などデメリットも考えられます。

このたびの議案における農地保有合理化事業では、農業法人や担い手農業者のような規模拡大農家のように、借用にかかわる筆量の多いものにとっては、事務などの効率化やコスト削減につながり、小作料においても公平性が高く集積が行いやすいなどのメリットも多く、それにおけるほぼ実費負担を受益者に求めるこの議案に対して賛成をするものです。

○松浦議長 次に反対討論の発言を許します。

1番 山根温子さん。

○山根議員 議案第 86 号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」について、反対討論をいたします。

この条例については、先輩議員も反対をされておりましたように、本年 3 月に安芸高田市農林業振興公社が解散したことによって、市が農地保有合理化法人の資格を取得し引き継いだとのことですが、公社が手数料を徴収していたからといって、市がそのことをも引き継ぐ必要はないと思います。

地域の基本的な生産資源である農用地の有効活用、農業の経営基盤の強化を促進するため、農用地の利用集積は地方公共団体の責務であり、地域の農地が農地として守られ、効率のよい農業経営が営まれるようになることは、地域全体の農業振興に結びつくことです。

手数料や使用料に関しては、受益者負担の考えで設定されることが多いですが、この農地保有合理化事業は、対象者の受益のみならず、社会全体にとって望ましい状態を生み出し、誘導していくものと考えます。

全国農地保有合理化法人協会の資料では、平成19年3月現在で法人の指定を受けているのは、市町村は全国でわずか20市町村であります。

数件問い合わせてみましたが、いずれの市町村も国からの農地の払い下げを受けるためとか、町の所有地を売買するためとか、消極的な法人取得であり、安芸高田市のように、市が実施主体となって積極的に全市に事業展開をしていこうというところはありませんでした。

今、ここで市が、そういう決意を持って法人の資格を取得されることに、さらに手数料を設定しないことで、この事業が全市に広がり、現在、食料自給率が39%と、最低水準である日本の食糧生産を下支えする意味でも、新しい安芸高田市モデルとしてこの事業を設定しないことによって、根づかせていただきたいと考えて反対いたします。

○松浦議長 次に賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○松浦議長 ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 これをもって討論を終結いたします。

続いて採決に入ります。

まず、反対討論のあった議案第86号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件を、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第83号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件から、議案第88号「財産の無償貸付について」の件までのうち、議案第86号を除く5件を、一括して起立により採決いたします。

本5件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本5件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本5件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第89号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部

を改正する条例安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例  
日程第 11 議案第 90 号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改  
正する条例

○松 浦 議 長

日程第 10 議案第 89 号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件及び、日程第 11 議案第 90 号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件の計 2 件を一括して議題といたします。

本 2 件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 亀岡 等君。

○亀岡委員長

文教厚生常任委員長の報告を申し上げます。

平成 20 年 6 月 2 日付で本委員会に付託されました議案第 89 号、及び 6 月 9 日付けで付託されました、議案第 90 号につきまして、6 月 12 日に、市長、副市長、教育長並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

審査を通じて出された主な質疑や意見の概要は、次のとおりです。

議案第 89 号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」につきましては、新たに吉田小学校の余裕教室へ第 2 イルカクラブを追加設置するという内容でしたが、子どもの動向や保護者の意見聴取の状況、施設の運営方法、市内の他の児童クラブの運営状況等についての質疑があり、保護者との連携をより密にしての運営を期待したい、との要望が出されました。

また、賛成討論として、今後は制度の運用面でも事前に協議を行うなど幅広い取組みをしていただき、子育て全体に対する親の考えをしっかりと捉える必要がある、との意見が出されました。

議案第 90 号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、本年度から後期高齢者医療制度が実施され、国民健康保険の構造が変わり、老人保健拠出金が廃止されて、後期高齢者支援金分が創設されたことに伴い、今回、国保税の改正を行うという内容でした。

国保運営協議会での協議内容について質疑がありましたが、後期高齢者支援金の説明を行い、基金を充当して、前年度の税率を保つ、という説明を行っているとの答弁でした。

また、適正な基金の運用や葬祭費の給付額についても質疑がありましたが、費用の応分の負担という視点からも、今後見直しをしていくという答弁でした。

これからの本市の国保運営のあり方として、総合健診や特定健診にも力を注ぐことにより、医療費の削減を図りつつ、安定的な経営をしていくという説明でした。

審査の結果につきましては、付託されました議案第 89 号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」及び議案第 90 号「安

芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、執行部におかれましては、本文教厚生常任委員会で指摘されました点については、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分反映されますよう望み、報告を終わります。

○松浦議長 以上で、委員長報告を終わります。

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

19番 岡田正信君。

○岡田議員 委員長の報告にもありましたように、まず国民健康保険税条例の一部改正というのは、この4月から始まりました後期高齢者医療制度に基づいての支援金という部分がからまってくることは、私も承知しております。ただ、国の説明もいろいろ変わりました、全国での混乱が起きておりますように、本市でも混乱が起きました。

先日も国会のなかで明らかになったことが、老人保健の拠出金が今回の制度によって、2,340億円、国は本来拠出金を出さなくてはならないことを、いわばごまかしによって、全国にその拠出金にあたる、老人保健の拠出金ですよ。あたる額を出さないで、まるで、税率が下がるから国の各自治体へ出す金が下がるからというような説明で踏み切ったことでもあります。したがって、この2,340億円がどうなるかということが絡みます。

本条例では、老人保健特別会計からの拠出金をなくするということが含まれますよね。ですから、定かでないことを、早くこういうことで決めるというのは、これからの市政の財政の上でも、市民の上から大きく矛盾を感じるところであります。

したがって、私は反対するものであります。

以上。

○松浦議長 ただいま反対討論がありました。これは議案第90号の反対討論でありますので、討論があるようですから、一件ごとに討論を受けたいと思います。

まず、議案89号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件につき討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって議案第89号に対する討論を終結いたします。

続いて、議案第 90 号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件について討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

議案ごとの採決といたします。

まず、議案第 89 号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 2 議案第 69 号 平成 20 年度安芸高田市一般会計予算

日程第 1 3 議案第 70 号 平成 20 年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算

日程第 1 4 議案第 71 号 平成 20 年度安芸高田市老人保健特別会計予算

日程第 1 5 議案第 72 号 平成 20 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 1 6 議案第 73 号 平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会計予算

日程第 1 7 議案第 74 号 平成 20 年度安芸高田市介護サービス特別会計予算

日程第 1 8 議案第 75 号 平成 20 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算

日程第 1 9 議案第 76 号 平成 20 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

日程第 2 0 議案第 77 号 平成 20 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算

日程第 2 1 議案第 78 号 平成 20 年度安芸高田市浄化槽整備事

業特別会計予算

日程第 2 2 議案第 79 号 平成 20 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算

日程第 2 3 議案第 80 号 平成 20 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算

日程第 2 4 議案第 81 号 平成 20 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算

日程第 2 5 議案第 82 号 平成 20 年度安芸高田市水道事業会計予算

○松浦議長 日程第 12 議案第 69 号「平成 20 年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第 25 議案第 82 号「平成 20 年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの計 14 件を一括議題といたします。

本 14 件は予算審査特別委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 亀岡 等君。

○亀岡委員長 予算審査特別委員長報告を申し上げます。

6 月 2 日付で、本委員会に付託された議案 14 件の審査の結果を報告します。

付託されました議案について、去る 6 月 16 日から延べ 7 日間、市長・副市長及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を重ねました。

まず、予算全体として前年と比較すると、一般会計は第 2 庁舎等の整備の終了や、一昨年の災害における復旧事業の減少などにより、削減効果は 9 億 9 千万円、さらに 12 特別会計では、老人保健制度から後期高齢者制度の移行による事業費縮減により、老人保健特別会計が大幅に減少したことに伴い、43 億 8,694 万 9 千円減額し、水道事業会計は浄水場移転事業量の増加に伴い、1 億 4,068 万 3 千円増額しましたが、合計で 52 億 3,626 万 6 千円の減額でございました。

歳入においては、市民税が増額されてはいますが、地方交付税や国・県支出金に依存せざるを得ない現状があります。

歳出につきましては、義務的経費が予算の 54% を占め、投資的経費が大幅に減少しておりました。また、実質公債費比率は 17.9% となり、平成 22 年には借入れ地方債の償還がピークを迎えることから、引き続き本市にとって厳しい財政運営が予測されます。

平成 20 年度の予算編成にあたっては、浜田新市長のもと、厳しい財政状況を勘案され、ハード事業では特に喫緊の課題であり、緊急を要するもの、ソフト事業においては、市民生活に直結する福祉や教育、定住対策などを中心になされているものであり、執行部からは、人件費を初めとした経常経費の削減、事務事業の徹底した見直しや合理化など、よりスピードアップした行財政改革の取り組みにより行政運営を進めていくことを前提に予算説明がありました。

審査における主な質疑は、歳入に対しては、自主財源確保について、政策的な取り組みや、税収の増加、滞納整理の強化についてであり、今年度から始める広告事業やふるさと納税の活用により自主財源の確保を図りたい。また、税の確保については、現年度分を中心に徴収を図ることによって昨年度結果が出たので、引き続き現年度の徴収を強化するとともに、研修・教育により職員の能力・専門知識の向上を図り、さらに徴収額をふやしたいと答弁がなされました。

歳出に対しては、経常経費削減の取り組みについて、市内の教育施設や福祉施設の耐震診断や改修状況、下水道整備等についてであり、経常経費削減については、財政運営方針・財政健全化計画などを毎年見直しながら徹底した行財政改革を進めるとともに、職員の意識改革による徹底した削減に努め、人口規模に見合う組織・予算に近づけていく努力をしたい。

学校施設は耐震化優先度調査を実施しており、危険度の高いものから早急に耐震調査し、緊急を要するものから改修したい。福祉施設は新しい建物が多く、大半の施設が耐震基準をクリアしている。公共施設の安全の確保には、予算を勘案しながら万全を尽くしたい。

下水道整備において浄化槽は性能・耐久性などで評価は高いが、既に国の認可で公共下水道事業を進めている地域もあり、費用対効果を勘案し区域設定をしている。また、浄化槽の汚泥処理量に対応できる処理施設の問題もあると答弁がなされました。

なお、議案第 69 号「平成 20 年度安芸高田市一般会計予算」に対して、人権推進課にかかる運動団体の補助金が計上されていることに対する反対討論と、教育や福祉に重点が置かれており、若者定住施策も盛り込まれている予算であり賛成するとの討論がありました。

議案第 72 号「平成 20 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」に対しては、後期高齢者医療制度は、国が決めたといえども 75 歳以上のお年寄りを粗末にし、困らすことで認めるわけにはいかないとの反対討論がありました。

審査の結果につきましては、付託されました議案第 69 号「平成 20 年度安芸高田市一般会計予算」から、議案第 82 号「平成 20 年度安芸高田市水道事業会計予算」までの 14 件の予算案について採決しました結果、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部におかれましては、本予算審査特別委員会で指摘された点につき、真摯に受け止めていただくとともに、市長が 4 年間市内を回って培われた「市民の声」が十分に反映される予算執行をされることを望み報告といたします。

○松 浦 議 長

以上で、委員長報告を終わります。

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより一括討論に入ります。

まず、本 14 件に対する反対討論の発言を許します

19 番 岡田正信君。

○岡 田 議 員

委員長報告にもありましたように、私は議案第 69 号「平成 20 年度安芸高田市一般会計予算」、これと議案第 72 号「平成 20 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」について、反対するものであります。

最初の一般会計につきましては、人権推進課にかかる旧部落解放同盟団体、現在は人権協会ということになっていますが、これに対する 400 万円の金額、私は金額そのものを云々言うんでなしに、運動団体の方針そのものが、旧態依然として活動を堅持するという事は、合併前の運動団体が、行政への介入といいますか、行政闘争という言葉で表していますが、そういうことをより強化するという事の方針に基づいて、市長にも伺いましたが、その方向でいいのかということでも正したところ、その方針のようでございますので、反対する大きな理由でございます。

確かに今年の予算は、委員長報告にもありましたように、新しく浜田市長になられまして、一ところが、現在継続中のいろんな事業、市民にとって非常に大事な予算が大部分であります。

そういうことを考えますときに、金額は 400 万円にしろ、行政運営に来たす大きなウエイトがこれから生まれると、こういう観点に立ちまして反対するものであります。

それから、後期高齢者医療制度につきましては議案第 72 号でございますが、先ほどの国民保健税条例改正にも申し上げましたけども、世界でも類のない、この 75 歳をここから切るといふ、別会計にするという制度そのものが、これは国が決めたことですが、これにしても私は安芸高田市民の生活を守る、そしてお年寄りを大切にするという観点から、認めるわけにいかないものであります。

以上、反対討論をいたします。

○松 浦 議 長

次に賛成討論の発言を許します。

16 番 山本三郎君。

○山 本 議 員

議案第 72 号につきまして、賛成討論をするものであります。

現在、この高齢者医療制度につきましては、高齢者の方々、あるいは国民の多くの方々が、非常にこのことについて各方面で議論をされておりますけども、この制度そのものは、これから高齢者がふえていくといいますか、たくさんの方々の今後の高齢者の医療費の問題になって、高齢者の医療費を支えていくという大きな問題点がある。そういう面で、医療費の財産的基盤が崩れていくという大きなものが将来見えておるわけでございます。



これは、消費者の方々が安心して医療を受けるということの大切な医療制度の面があるわけであります。

そもそもこれは、平成12年度に国会で、当時の老人保健制度にかわる新しい高齢者医療制度の創設ということで、与野党の方々が賛成をして決議されたものであり、その当時、自治体、そしてサラリーマンの健康保険組合、また国民健康保険組合、医療サービス提供などの多くの関係者の議論を重ねてこういう制度を設立するという経過があるわけでありまして、この高齢者社会に備えての高齢者制度は必要であり、私は賛成をいたすものであります。

○松浦議長 次に反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○松浦議長 ほかに討論はありますか。

〔賛成討論〕

○松浦議長 賛成討論の発言を許します。

15番 入本和男君。

○入本議員 議案第69号について、賛成討論を申し上げます。

本予算は市長選挙から始まって、当初、行政改革から始まった大きな本予算であったろうと思います。

3月定例におきましては、暫定という非常にかつてない予算編成をしながら本予算委員会になったわけでございますが、本予算におきましても隣の三次市と比べましても、三次市は既に5月に本予算決定をするような状況で、市民の安心安全面から見た場合に、スピーディーな対応をされております。

市長は市民に向けての選挙戦での公約は非常に力強いものがございました。しかしながら、本定例会におきましては、市長の公約につきましては担当部局との意思の疎通が図れていないこと、また、先送りにされている答弁等がありました。そして、今後の課題には決定次第議会に報告する、9月定例会で補正で対応するという答弁が数多くありました。

非常にその点においては審議する内容に不満な点があったわけですが、市民を対象にした場合、本予算におきましては9月定例に向けての市長のカラーが出ることを期待し、本予算に対して賛成するものでございます。

○松浦議長 次に反対討論はありますか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本14件中、反対討論のあった議案については、個別採決といたし、その他については一括して採決いたします。

まず、議案第69号「平成20年度安芸高田市一般会計予算」の件を、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第72号「平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第70号「平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件から、議案第82号「平成20年度安芸高田市水道事業会計予算」の件まで計12件を、一括して起立により採決いたします。

本12件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本12件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本12件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 「第2庁舎・文化保健福祉施設建設の件」について委員会の報告を求める件

○松浦議長

日程第26「第2庁舎・文化保健福祉施設建設の件について委員会の報告を求める件」を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

第2庁舎・文化保健福祉施設建設調査特別委員長 藤井昌之君。

○藤井委員長

第2庁舎・文化保健福祉施設建設調査特別委員会より、委員長報告を申し上げます。

本委員会は、第2庁舎・文化保健福祉施設建設にかかわる調査を行うため、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定によって、平成16年12月3日付で設置されましたが、調査を終了しましたので報告申し上げます。

この間27回にわたる委員会を開催し、先進地の視察も含め慎重に調査を重ね、執行部の案に対し、さまざまな角度から質疑・意見を申し上げます。

この間の建設事業にあたって特筆すべきは、森保教授を審査委員長とする設計競技審査委員会において選考された設計案を、市民検討委

員会で幅広い市民の皆さんから、また庁内検討委員会で職員の皆さんからご意見をいただき、本委員会の審査を経てより充実した実施設計へ反映された点でございます。

建設工事も事故なく無事竣工し、第2庁舎・クリスタルアージュは昨年11月3日に、中央保健センターは本年4月1日にオープンしたところでございます。

施設の完成により、市政推進の本拠地として行政水準の向上が期待されますが、今後、議会として推移を見守る必要もあろうかと思えます。

なお、調査経過の概要につきましては別紙のとおりですので、ご確認をいただきたいと思います。

以上で、第2庁舎・文化保健福祉施設建設調査特別委員会の調査終了報告といたします。

○松浦議長

ただいまの報告により、本特別委員会に付議した事件の調査が終了いたしましたので、第2庁舎・文化保健福祉施設建設調査特別委員会は、本日をもって消滅いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第27 「吉田少年自然の家の施設、または土地の利用等について調査の件」

について委員会の報告を求める件

○松浦議長

日程第27 「吉田少年自然の家の施設、または土地の利用等について調査の件」について委員会の報告を求める件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

吉田少年自然の家調査特別委員長 赤川三郎君。

○赤川委員長

吉田少年自然の家調査特別委員長報告をいたします。

本委員会は、県立吉田少年自然の家の施設、または土地の利用等について調査を行うため、委員会条例第6条、第1項及び第2項の規定によって、平成18年6月12日付で設置されましたが、調査を終了しましたので報告いたします。

この間15回にわたる委員会を開催し、慎重に調査を重ね執行部の案に対し、様々な角度から質疑・意見を申し上げてまいりました。

本年4月にはリニューアルオープンしたところですが、一層有効活用されますよう、今後も議会として推移を見守る必要があると思えます。

なお、調査経過の概要につきましては、別紙のとおりでありますのでご確認ください。

以上、吉田少年自然の家調査特別委員会の調査終了報告といたします。

○松浦議長

ただいまの報告により、本特別委員会に付議した事件の調査が終了いたしましたので、吉田少年自然の家調査特別委員会は本日をもって消滅いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 28 閉会中の継続調査の件

○松 浦 議 長 日程第 28 「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務及び審査中の案件  
については、会議規則第 102 条の規定により、閉会中も引き続き調査  
終了まで継続調査したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長からの、閉会中の継続調査につい  
ては、これを承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、閉会中の継続調査についてはこれを承認することに決しま  
した。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終  
了いたしました。

これにて平成 20 年第 2 回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労様でした。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 00 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員

